

岐阜県公報

目次

教育委員会告示

- 岐阜県重要文化財等の指定 (社会教育文化課) 七三五
- 岐阜県重要文化財の指定解除 (同) 七三六
- 岐阜県重要文化財等の指定解除 (同) 七三七

公 示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課) 七三七
- 平成二十二年度砂利採取業務主任者試験合格者 (商工政策課) 七三七
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 七三八
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 七三八
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 七三八
- 建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧 (建築指導課) 七四〇
- 落札者等に関する公示 (水道企業課) 七四〇

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定及び同条例第七条の六第一項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財の指定を次のように行うので、同条例第三条第三項及び第七条の六第六項の規定により告示する。

平成二十二年十二月三日

岐阜県教育委員会

委員長 稲 本 正

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
五七	考古資料	中八幡古墳出土品	一四〇点	中八幡古墳は、昭和三五年の国道大垣揖斐線（現国道四一七号線）の工事の際に発見され、昭和四五年の発掘調査によつて全長四三メートルの前方後円墳であることが確認された。昭和三五年には馬具（鞍金具、鏡、	揖斐郡池田町六之井一四五	池田町	岐阜県揖斐郡池田町六之井一四六八

岐阜県教育委員会告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第四条第三項の規定による岐阜県重要文化財の指定の解除及び同条例第九条第二項の規定による岐阜県史跡の指定の解除が次のとおりされたので、同条例第四条第四項及び第九条第三項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

平成二十二年十二月三日

岐阜県教育委員会

委員長 稲本 正

指定を解除された岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
岐重三八九	彫刻	能面	六一面	関市南春日町一	宗教法人春日神社	関市南春日町一

指定を解除された岐阜県史跡

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
岐史九八	交通に関する遺跡	中山道落合の石畳	三方所計七〇・ハメートル	中津川市落合一四四七	中津川市	中津川市かやの木町二一

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜立志教育支援プロジェクト
- 三 代表者の氏名 井上 武
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納寿町二丁目五番地ラブリークイーン株式会社内
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子ども・教師・保護者など、志育を志す人達に対して、子どもの夢・志を育成する立志教育に関する事業を行い、地域社会の活力向上・子どもの立志力向上に寄与することを目的とする。

平成二十二年砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十二年砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

受験番号	受験番号
一	二
三	一
一三	一七
一九	二三
二四	二五
三三	三三
三五	三七
四〇	四一

- 四二 四四
- 四六 四七
- 四九 五七
- 五八 六一

以上二十四名

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十二年十二月三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成二十二年十一月二十二日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社カネス工商事
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称)カネス工北方店
本巣郡北方町高屋太子二丁目
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十三年七月二十三日
- 五 店舗面積
三、九六〇平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
一九三台

七 荷さばき施設の面積

一〇五・六四平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十二月三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成二十二年十一月二十二日
 - 二 届出者の氏名又は名称
カワボウ株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地
マーサ21 (MASA21)
岐阜市正木中一丁目二番一号 外
 - 四 変更した事項
建物設置者の住所
(変更前) 岐阜市正木一八八〇
(変更後) 岐阜市正木中一丁目一番一号
大規模小売店舗の所在地
(変更前) 岐阜市正木古川一五五九 一 外
(変更後) 岐阜市正木中一丁目一番一号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

- (変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 外六六者
- (変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 外七八者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十二月三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

大洋紡績株式会社

三 建物の名称及び所在地

タイヨーショッピングセンター

岐阜市柳津町本郷四丁目一番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- (変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 外一九者
- (変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 外一八者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十二月三日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十一月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオン各務原ショッピングセンター

各務原市那加菅場町三丁目八番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- (変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 外一一三者
- (変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平 外二四者

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年十二月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)ケヨーデイツー大垣赤坂店
大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年十二月三日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)パロー高山南店
高山市花里町二丁目八一番一 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更

案の縦覧

建築基準法(昭和二十五年法律第一百零九号)以下「法」といつ。()に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することがない。

平成二十二年十二月三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 用途地域の指定のない区域内で定める事項
 - 1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度
 - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
 - 3 法第五十二条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
 - 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
 - 5 法別表第三(四)欄五の項に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
 - 二 区域区分の変更を行う市
多治見市
 - 三 区域区分の変更を行う土地の区域
計画図書において表示する区域
 - 四 案の縦覧場所
岐阜県都市建設部建築指導課及び多治見市都市計画部都市政策課
 - 五 縦覧期間
平成二十二年十二月三日から同年十二月十七日まで
落札者等に関する公示
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
- 平成二十二年十二月三日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気 9,387,000kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成22年8月27日

- 4 落札者を決定した日 平成 22 年 10 月 18 日
- 5 落札者の氏名及び住所 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号
丸紅株式会社
- 6 落札金額 115,509,233 円
国内電力プロジェクト部長 酒井 宗二
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所
所 在 地 瑞浪市釜戸町 2190 番地 12

落札者並びに落札の条件

岐阜県の施設建設又は特定業務の監理手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規程第 101 号）第 11 条の規程により、次のとおり落札者並びにその条件とする。

平成二十二年十一月四日

岐阜県長 中 田 謙

- 1 特定業務の名称及び数量 岐阜県公営企業財務会計システム構築・運用保守業務一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成 22 年 9 月 24 日
- 4 落札者を決定した日 平成 22 年 11 月 4 日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜県可児市下恵土 1144 番地 9
日本ヘルス工業株式会社岐阜営業所
営業所長 藤井 雄司
- 6 落札金額 19,278,000 円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県都市建設部水道企業課
所 在 地 岐阜市数田南 2 丁目 1 番 1 号

平成二十二年十二月三日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター